

さいたま市告示第1643号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 武蔵浦和駅ビル

所在地 さいたま市南区別所七丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表者 代表取締役 出口 秀巳

所在地 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルエツ	午前10時00分（年間60日午前9時00分）	翌午前1時00分
株式会社マルエツ以外	午前8時00分	午後11時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルエツ	午前9時00分	翌午前1時00分
株式会社マルエツ以外	午前8時00分	午後11時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
建物北東側平面駐車場（第1駐車場）	午前9時00分～翌午前1時00分
建物北側平面駐車場（第2駐車場）	午前9時00分～午後10時00分

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
建物北東側平面駐車場（第1駐車場）	午前8時00分～翌午前1時00分
建物北側平面駐車場（第2駐車場）	午前8時00分～午後10時00分

(4) 変更する年月日

令和2年12月1日

(5) 変更する理由

テナントの営業時間変更のため。

2 届出年月日

令和2年10月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年11月11日から令和3年3月11日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月11日から令和3年3月11日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944